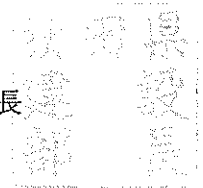


建 政 一 530

平成28年6月30日

各建設業関係団体の長 様

秋田県建設部長



県発注法面工事の入札参加資格要件等の見直しについて（通知）

近年の県内企業の施工実績の蓄積や技術力の向上を踏まえ、県発注法面工事の入札参加資格要件等を別紙のとおり変更したのでお知らせします。

担 当：建設部建設政策課建設業班

T E L：018-860-2425

建設部技術管理課

調整・建設マネジメント班

T E L：018-860-2431

F A X：018-860-3800

別紙

県発注法面工事の入札参加要件等の見直しについて

1 変更理由

近年の県内企業の施工実績の蓄積や技術力の向上を踏まえ、県が発注する法面工事の入札参加要件等を変更する必要がある。

2 内容

- (1) 「「入札参加資格要件」及び「指名標準」について」（平成16年6月1日建管－711）の一部を別添1のとおり改正する。
- (2) 県発注工事における県内業者に準ずる県外業者の取扱いを別添2のとおりとし、「県発注工事における県内業者に準ずる県外業者の取扱いについて（平成22年8月11日建管－963）」及び「県発注工事における法面工事（4,000万円未満）発注工種の運用について（平成24年7月12日技管－491）」を廃止する。

3 施行期日等

- (1) この見直しは、平成28年7月15日から施行することとする。
- (2) 平成28年7月15日以降に入札公告等を行うものから適用することとする。
(この見直しの施行に関し所要の経過措置を規定することとする。)

別添 1

「入札参加資格要件」及び「指名標準」についての一部改正について

「入札参加資格要件」及び「指名標準」について（平成16年6月1日付け建管-711）の一部を次のように改正する。

（新旧対照表のとおり）

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

「入札参加資格要件」及び「指名標準」についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の建設工事に係る入札を条件付き一般競争入札により実施する場合の「入札参加資格要件」と指名競争入札により実施する場合の「指名標準」については、以下のとおりとする。</p>	
<p>1. 建築物を除く鋼構造物塗装工事</p>	<p>1. _____鋼構造物塗装工事 建築物を除く鋼構造物の塗装工事を条件付き一般競争入札により実施する場合の「入札参加資格要件」と指名競争入札により実施する場合の「指名基準」については、以下のとおりとする。</p>
<p>(1) 予定価格1,000万円以上 ①、② 略 ③建設業法第3条に規定する営業所（以下「営業所」という。）のうち、主たる営業所を秋田県内に有すること。 ④ 略</p> <p>(2) 予定価格500万円以上1,000万円未満 ① 略 ②営業所のうち、_____主たる営業所を秋田県内に有すること。 ③ 略</p> <p>(3) 予定価格500万円未満 ① 略 ②営業所のうち、_____主たる営業所をブロック内に有すること。 ③ 略</p>	<p>(1) 予定価格1千万円以上 ①、② 略 ③建設業法第3条に規定する_____主たる営業所を秋田県内に有すること。 ④ 略</p> <p>(2) 予定価格500万円以上1千万円 _____ 未満 ① 略 ②建設業法第3条に規定する主たる営業所を秋田県内に有すること。 ③ 略</p> <p>(3) 予定価格500万円未満 ① 略 ②建設業法第3条に規定する主たる営業所をブロック内に有すること。 ③ 略</p>

新	旧
<p>2. 法面工事</p> <hr/> <p>(1) 予定価格4,000万円以上(2者(予定価格1億円以上は3者)による共同企業体) 工種、工法に関わらず共通な扱いとして以下による。 (代表者の要件) ① 略 ② _____営業所を秋田県内に有すること。 ③、④ 略 (その他の構成員の要件) ① 略 ②営業所のうち _____主たる営業所を秋田県内に有すること。 ③ 略</p> <p>(2) 予定価格4,000万円未満</p> <p>1) 種子吹付け工事、<u>厚層基材吹付け工事及び落石防護網工事</u> ① 略 ②営業所のうち _____主たる営業所を秋田県内に有すること。 ③、④ 略</p> <p>2) 1) 以外の法面工事 ① 略 ②<u>営業所のうち、主たる _____営業所を秋田県内に有すること。又は準県内業者(営業所のうち、主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、当該従たる営業所の社員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。)の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるものをいう。)であること。</u></p>	<p>2. 法面工事</p> <p><u>法面工事を条件付き一般競争入札により実施する場合の「入札参加資格要件」と指名競争入札により実施する場合の「指名基準」については、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 予定価格4千万円 _____以上(2者(予定価格1億円以上は3者)による共同企業体) 工種、工法に関わらず共通な扱いとして以下による。 (代表者の要件) ① 略 ②<u>建設業法第3条に規定する営業所を秋田県内に有すること。</u> ③、④ 略 (その他の構成員の要件) ① 略 ②<u>建設業法第3条に規定する主たる営業所を秋田県内に有すること。</u> ③ 略</p> <p>(2) 予定価格4千万円 _____未満</p> <p>1) 種子吹付け工事<u>及び厚層基材吹付け工事</u> _____</p> <p>① 略 ②<u>建設業法第3条に規定する主たる営業所を秋田県内に有すること。</u> ③、④ 略</p> <p>2) 1) 以外の法面工事 ① 略 ②<u>建設業法第3条に規定する _____営業所を秋田県内に有すること。</u> _____ _____ _____ _____</p>

別添 2

県発注工事における県内業者に準ずる県外業者の取扱いについて

(平成28年6月30日建政-530)

県発注工事における県内業者に準ずる県外業者（以下「準県内業者」という。）については、県内に営業拠点を有し、相当数の県内労働者を常時雇用し、県内雇用・経済に対する貢献度を勘案し、その取扱いを次のとおりとする。

1 準県内業者の定義

建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、秋田県内の従たる営業所の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるもの

2 準県内業者に入札参加資格を認める工種

法面工事、電気工事、給排水冷暖房衛生設備工事、水道施設工事及び鋼構造物工事

3 入札参加資格要件等

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成2年3月23日監-2083）第4条第2項に規定する運用基準による。

(2) 単体（法面工事）

「入札参加資格要件」及び「指名標準」について（平成16年6月1日建管-711）による。

※参考1 一覧表

①入札参加形態	②格付工種	③金額区分
特定JV	電気工事（電） 給排水暖冷房衛生設備工事（給） 水道施設工事（水）	予定価格1億円以上
	鋼構造物工事（鋼）	予定価格2億円以上
単体 （「入札参加資格要件」及び「指名標準」について（平成16年6月1日建管-711）に規定）	法面工事（法面）	予定価格4,000万円未満

※参考2 法面工事区分表

	工種区分	単体・JV	等級格付、建設業許可	地域要件	施工実績	配置予定技術者 (主任技術者)
①	種子吹付 厚層基材吹付 落石防護網 (予定価格4,000万円未満)	単体	法面工事A級、とび・土工事業の許可	県内に主たる営業所	元請けとして同種工事の施工実績有り (JVは出資比率20%以上に限る)	1級又は2級土木施工管理技士 (土木)
②	①以外の法面工事 (予定価格4,000万円未満)			県内に主たる営業所又は県内に営業所 (準県内業者に限る。)		1級土木施工管理技士
参考	4,000万円以上	JV	同上 (代表者は特定許可)	代表者：県内に営業所 構成員：県内に主たる営業所	同上 (代表者のみ)	代表者：1級土木施工管理技士 構成員：1級又は2級土木施工管理技士 (土木)

なお、①の工種と他の工種 (ロックボルト等) の複合の場合は②に区分する。

附則

- 1 この取扱いは、平成28年7月15日以降に入札公告等を行う工事から適用する。
- 2 平成28年7月14日以前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。